

太田市フードバンク事業への参加について

関東建設工業(株)では、SDGsの活動の一環として、太田市フードバンク事業に参加することとしました。

ご家庭で不要な食品がありましたら、神棚の下、各部署の書類トレイ脇に設置した食品寄贈ボックスの中に入れて頂き、ボックス上の表に氏名・品目・数量・賞味期限を記入して下さい。

対象となる商品は下記の通りです。

皆様から寄贈を頂いた食品は、定期的にフードバンクおたへ持ち込み、食糧支援を必要とされる市民に無料で配布されます。

社員皆様のご協力をお願い致します。

《対象となる食品》

※ 賞味期限が3ヶ月以上あり、未開封で常温保存可能な食品

- ・玄米（生産年から起算し2年以内のもの） ※精米した米や無洗米は不可
- ・餅（真空パックのもの）
- ・防災備蓄食品（アルファ米、乾パンなど）
- ・缶詰（特に野菜や魚、果物の缶詰は喜ばれます）
- ・瓶詰（ジャム、はちみつ、佃煮、鮭フレークなど）
- ・カップ麺、乾麺（パスタ、うどん、そばなど）
- ・レトルト食品（カレー、シチュー、お粥、スープ、パスタソースなど）
- ・フリーズドライ食品（インスタント味噌汁、ふりかけ、お茶漬けの素など）
- ・調味料（砂糖、塩、醤油、酢、ソース、ケチャップ、マヨネーズ、ドレッシング、練りわさび等の薬味など）
- ・食用油（サラダ油、オリーブ油、ごま油など）
- ・清涼飲料水（ジュース、お茶、スポーツ飲料、コーヒー、紅茶など）
- ・お菓子（チョコレートなど高温で溶けるものは除く）
- ・ドライフルーツ・ナッツ（レーズン、マンゴー、バナナ、プルーン、アーモンド、ピーナッツ、クルミなど）
- ・乾物（のり、乾燥わかめ、乾燥昆布、ひじき、かつお節、干しシイタケ、高野豆腐、切り干し大根、ゴマなど）

《対象外の食品》

- ・肉、魚、野菜などの生鮮食品
- ・冷蔵冷凍食品
- ・ヨーグルト、チーズ、バター、マーガリン
- ・アルコール類（お酒、みりんなど）
- ・乳児用食品、ミルク

以上